平成30年第24回教育委員会定例会 (12月18日開会)

台東区教育委員会

日 時 平成30年12月18日(火)午後2時05分から午後3時21分

場 所 教育委員会室

出席者

 教 育 長 矢下 薫

 教育長職務代理者 髙森 大乗

 委 員 垣内恵美子

 委 員 樋口 清秀

説明のために出席した事務局職員

事務局次長 田中 充 務 課 小澤 隆 兼 事務局副参事 学 務 課長 山田 安宏 児童保育課長 佐々木洋人 放課後対策担当課長 福田 兼一 指 道 課長 小柴 憲一 教育改革担当課長 倉島 敬和 兼教育支援館長 生涯学習課長 吉本 由紀 櫻井 洋二 スポーツ振興課長 中央図書館長 妥 宇野

日 程

日程第1 議案審査

第39号議案 平成31年度使用台東区立学校特別支援学級教科用図書採択(中学校)について

日程第2 教育長報告

- 1 報告事項
- (1)庶務課

ア 平成30年度第4回区議会定例会一般質問について

イ 「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について

(2)教育改革担当

ウ 「台東区学校教育ビジョン」策定の進捗状況について

2 その他

午後2時05分 開会

矢下教育長 ただいまから、平成30年第24回台東区教育委員会定例会を開会いたします。 本日の会議録署名委員は、末廣委員にお願いいたします。

ここで、傍聴について申し上げます。

本日、会議の傍聴を希望する方については、許可することとしておりますので、ご了承 ください。

日程第1 議案審議

第39号議案 平成31年度使用台東区立学校特別支援学級教科用図書採択(中学校)に ついて

矢下教育長 それでは、日程第1、議案審議に入ります。

議案の提案理由及び内容について、説明をお願いします。

第39号議案を議題といたします。指導課長、説明をお願いします。

指導課長 それでは、第39号議案、平成31年度使用台東区立学校特別支援学級教科用図書採択(中学校)について、ご説明申し上げます。本議案は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号の規定に基づき提出するものです。

本件につきましては、平成30年9月の教育委員会にて指導課よりご説明し、審議の結果、 採択されたところでございます。しかし、今月11日付で、東京都より、平成31年度使用教 科書として本区が報告した一般図書のうち、柏葉中学校特別支援学級が使用予定でありま した2冊が現在、絶版・在庫不足等により供給に応じられなくなったということ、そして、 図書を変更する場合は、各教育委員会で改めて採択することとの通知がありました。

恐れ入りますが、3枚目の参考資料、特別支援学級教科用図書採択資料(柏葉中学校)をご覧ください。こちらは、先ほど申し上げた、平成30年9月の教育委員会において報告しました一覧表ですが、このうち、網掛けした2冊、一番上と、下から4番目、こちらが供給不能となった図書でございます。これを受け、柏葉中学校では、国語科と外国語科について、来年度使用する教科用図書の調査研究を改めて行った結果、2枚目にございます別表をご覧ください。このとおり報告が上がってまいりました。

今回採択をしていただきたい教科用図書の一つは、教科名国語、種目名国語、発行者三省堂、教科用図書名「現代の国語」です。こちらは、既に台東区で採択している、通常の学級でも使用している検定教科書になります。もう一つは、教科名外国語、種目名英語、発行者日本トータルアカデミー、教科用図書名「Enjoy English」です。こちらは、先に申し上げた通知に添付されていた供給可能な一般図書の一覧から、柏葉中学校が調査・研究をした結果、当初報告いたしました、「English Time 1 Student Book」に近く、身近な場面での英単語や会話を聞いたり話したりする事に重点を置いており、日常会話での英会話での基本的な表現を確認する上でも適した教材と言えると、同校の生徒の学習に適していると判断した図書でございます。

以上2冊につきまして、供給不能な図書にかわる教科用図書として、よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

樋口委員 すみません、基本的なところですけれど、9条本って何ですか。

指導課長 特別支援学級が採択できる図書は、一つは、検定を通っている教科書、それから、文部科学省が著作を持っている教科書、そして一般図書の中からとなっており、その一般図書が9条本と一般的に言われているものでございます。

樋口委員 規定があるのですか、文部科学省かどなたかがこの本は9条本ですという、 区分けというのがわからないのですけれど。

指導課長 一般図書であれば、適していれば、教育委員会のほうで採択していいのですが、東京都のほうで調査研究資料というものを出しておりまして、主にこちらから各学級とも推薦する一般図書として、こちらから選択しているものでございます。

樋口委員 東京都でやるのですか。

指導課長 はい。東京都教育委員会が発行しております。

樋口委員 その中に9条本という定義があるのですね。

指導課長 そのとおりでございます。

樋口委員 そこで質問なのですけれど、数学の、民衆社の「さんすうだいすき」という、小学校3年のところですけれども、これが数学の種目でなっているのですが、こういうのはよろしいのですか。科目名としては算数なのですが、これもやはりこの配慮として9条本としていると認識していいのですか。

指導課長 知的障害学級におきましては、さまざまな学習の習熟の程度がございますので、算数という内容も選択して使用しているという例は多くあります。

高森委員 英語、外国語の教科については、先ほどの回答でよくわかったのですが、国語科につきましては、以前推薦した、希望していた図書名が、「こども語源じてん」というタイトル、表題がついている文献を使っているわけですけれども、これはどういう機能を持っている図書なのか。それに対して、今回採択をする予定の「現代の国語」、これは検定本ですけれども、これは、「こども語源じてん」の機能を果たしているものなのかどうか。それは別ものであっても、子供たちの教育には適しているからという形で選ばれたものだということの理解でよろしいでしょうか。

指導課長 「こども語源じてん」は、日常使用されていることばの中から、約600語の言葉の意味や語源について、50音順で紹介されており、いわゆる辞書としての機能を有しておりました。本学級では、その辞書としての機能につきましては、図書館にある辞書などを活用することにより、この検定教科書の内容をもとに、調べながら学習、また、自作のプリントで学習を支援していくというふうに考えているところです。

髙森委員 補完をする形ですね、それは。

指導課長 そのとおりでございます。

矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

矢下教育長 これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

矢下教育長 ご異議ございませんので、原案どおり決定いたしました。

日程第2 教育長報告

1 報告事項

(1) 庶務課 アイ

矢下教育長 次に、日程第2、教育長報告に入ります。

まず、報告事項を議題といたします。

事務局各課ごとに報告をお願いします。

はじめに、庶務課のア及びイについて、庶務課長、報告をお願いします。

庶務課長 それでは、庶務課報告事項は、平成30年第4回区議会定例会一般質問についてご説明をさせていただきます。資料1をご覧ください。

一般質問は12月3日に行われ、4名の議員から、教育長に対して質問がございました。主な内容をご紹介させていただきます。

まず3ページをお開きください。1人目は本目議員でございます。児童虐待の予防についてということで、家庭や社会への性教育の充実ということで、質問の主旨でございますが、虐待の背景にある予期せぬ妊娠を避けるためには、性に関する正しい知識をより早い時期から子供に教える必要がある。保護者が子供に正確に教えられるように学べる場を、今よりも増やすべきと考えるがどうか、教育長の所見を伺うという質問でございました。

教育長答弁でございますが、虐待の背景の一つには予期しない妊娠があり、それを防ぐためには、まず保護者が子供の年齢や発達に応じて適切かつ正確な情報を伝えるために、性について学ぶことが重要であると。教育委員会では、保護者が学ぶ場として家庭教育学級を実施しており、近年は、家庭における性教育を学習テーマとする学級もございます。実施された学習内容は、年度末に発行する「家庭教育学級実施記録」や家庭教育学級を担当するPTA向けに行う情報交換会などを通じて周知しているところであり、今後も、情報交換会などの機会を捉えて学習内容の周知を図るほか、性に関する学習を希望する保護者のニーズに対応できるよう、学習情報の提供や講師の紹介などの支援に取り組んでまいりますと、答弁をさせていただいております。

続きまして、保育の質の充実ということで、本目議員から6点質問がございました。順番にご説明させていただきますと、まず1点目が、今後も増えていく私立認可保育所等の質を確保するために、「教育・保育の質ガイドライン」を作成すべきと考えるが、どうか。

2点目として、認可外保育所に対し、死亡事故防止のための具体的な支援策を実施する ことで、子供の命を守る姿勢を示すべきと考えるが、どうか。

3点目として、区が実施または同行した立入検査の結果について、区民にわかりやすい 形で公表すべきと考えるが、どうか。

4点目として、「政府が来年度から学童クラブの職員配置や資格の基準を事実上、撤廃する。」との報道があったが、こどもクラブの質が低下することが懸念される。次ページにいきますが、区として、少なくとも現在の基準を維持すべきと考えるが、どうか。

5点目として、災害時における園児等の避難所について、適切な対応ができるよう、保 育所等への指導を徹底すべきと考えるが、どうか。

最後、6点目でございますが、小規模保育所などの地域型保育事業は、2歳児クラス卒園 後の受入れ先が不透明であることがマイナスポイントである。3歳児からの受入れ先を保 証できるようにすべきと考えるがどうかというご質問でございました。

教育長答弁でございますが、順番にご説明させていただきます。1点目でございます。 教育・保育の質ガイドラインについてですが、現在、本区にはガイドラインはございませんが、区立保育所において、国が示している保育所保育指針や感染症ガイドライン等を踏まえて、その内容を具体化した各園共通のマニュアルを作成し、保育や施設の運営管理などを行っているところでございます。これまでも私立認可保育所等には、マニュアルを提供してきたところであり、今後もその内容を随時改訂していくとともに、新規に開設される施設に対しても、積極的にマニュアルを提供することにより、保育の質の確保に努めてまいるという答弁をさせていただきました。

2点目でございます。認可外保育所の支援についてですが、現在、認可外保育所に対しては、区主催の救命講習会や講演会、東京都が実施している各種研修への参加を呼びかけており、また、東京都が巡回訪問や指導検査を実施する際には、区職員も同行し、保育内容の確認と指導をしているところである。引き続き、認可外保育所には、適切な支援を実施してまいりますという答弁をさせていただきました。

3点目でございます。保育所への立入検査の結果の公表については、保育の質の確保のため、より広く情報を公開することが重要であり、区民が必要な情報を容易に確認できるよう区公式ホームページ等に掲載することを検討していくという答弁をさせていただきました。

4点目でございます。こどもクラブの人的基準についてです。先日の地方分権改革有識者会議において、放課後児童クラブに配置する職員の人数と資格要件について、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」へと緩和する方針が示され、国では、年末の閣議決定に向けて調整が行われている。今後のこどもクラブの人的基準につきましては、児童の安全を第一に考え、国や東京都の動向を注視してまいるという答弁をさせていただきました。

5点目でございます。保育所における災害時の避難誘導等に関する指導については、これまでも私立保育所に対して、地震や水害の発生を想定した訓練の実施などを指導してき

たところであり、今後も私立保育所園長会等に対して、防災出前講座を実施するなど、指導を徹底してまいるという答弁をさせていただきました。

最後、6点目でございます。小規模保育所等の卒園児については、本区では小規模保育所等を卒園する児童が、引き続き認可保育所への入園を希望される場合は、入園審査において、調整指数で加点するなど、一定の配慮を行っている。平成29年4月には、根岸定期利用保育室を開設し、3歳児の受け入れ枠を拡大したところでございます。次ページにいきますが、これらにより、本年4月の入園時におきましては、小規模保育所等を卒園した児童の待機は発生していない状況でございますが、今後も卒園児の受け入れについては、さまざまな手法を検討してまいるという答弁をさせていただきました。

続きまして、秋間議員でございます。保育園の待機児童をなくす具体的方針ということで、質問でございますが、学校跡地等の区有地の活用について、待機児童ゼロの実現が可能であると考える。教育長として待機児童ゼロをどのように実現するのか、所見を伺うということで、ご質問でございます。

教育長答弁でございますが、本区では、増加する保育需要に対応するため、これまでも区有地や都有地を活用し、施設整備を進めてきました。今後も、保育需要の増加が見込まれることから、来年度改定を予定している「台東区次世代育成支援計画」において、新たな需要推計に基づき、民間の認可保育所の誘致や区有地の活用などさまざまな手法で施設を整備し、待機児童の解消に向け、引き続き取り組んでまいるという答弁をさせていただきました。

続きまして、秋間議員、特別支援教育について、3点のご質問がございました。1点目でございます。障害のある児童・生徒が居住する地域の近くで学び、学校生活を送れるようにするため、小・中学校に、それぞれ一校ずつ新たに特別支援学級設置校を整備すべきと考えるが、どうか。

2点目です。障害のある児童・生徒の就学先を決める考え方や仕組みが変わった今、現 行の就学相談には課題があると考えるが、どうか。また、今後の方針についてどのように 考えているのか。

3点目でございます。特別支援学校の児童・生徒の副籍事業における、交流の現状はどうか。また、副籍事業を児童・生徒が地域で育つことができるようにするために位置付け、 展開すべきと考えるが、どうかというご質問でございます。

教育長答弁でございます。まず1点目の特別支援学級設置校の整備についてでございます。現在の特別支援学級は、これまでの状況から、小学校3校、中学校1校に設置しており、それぞれの設置校において、学齢に応じた学習指導、球技等の集団競技や学芸会等の行事に取り組んでいるところで、これらの活動を維持していくためには現状がおおむね適切な規模であることから、現時点で設置校を増やすことは考えていないという答弁をさせていただきました。

1枚おめくりいただきまして、6ページでございます。続きまして、就学相談についてで

ございます。就学相談につきましては、障害の状態だけでなく、成長の様子や保護者の思い、教育、心理、医療等、さまざまな観点から就学先を検討し、相談しているところで、 今後も、保護者や本人の思いを丁寧に受けとめながら、就学相談に取り組んでまいるという答弁をさせていただきました。

最後、3点目、副籍制度についてでございます。副籍制度については、インクルーシブ教育の推進を目指す制度であり、重要であると認識しており、具体的な交流計画は、特別支援学校のコーディネーターが毎年、保護者や本人の希望に基づいて副籍校と調整し決定をしている。副籍校の運動会や音楽会への参加、学期に一回程度授業や給食の時間をともにする等の交流が行われており、作品展に副籍児童の作品を一緒に展示する学校もある。教育委員会といたしましては、副籍制度を通じたこうした活動を引き続き推進してまいるという答弁をさせていただきました。

3人目のご質問でございます。君塚議員でございます。食事文化・お箸文化についての質問でした。質問の内容でございますが、和食文化は、本区を訪れる海外の方にとって、最初に触れる日本文化であり、お箸を使えることが重要である。オリンピック・パラリンピック大会開催時には、多くの海外の方が本区にも訪れる。区民が食事文化、お箸文化を理解することで、海外の方にも日本のお箸の正しい使い方を教えられるようにしたい。そこで、お箸文化や、お箸の使い方について区民が学べる機会を作ってはどうかというご質問でございました。

教育長答弁でございますが、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、 異文化理解、日本文化や台東区の歴史等をテーマに「オリンピック・パラリンピック生涯 学習講座」を開催している。「異文化理解と日本文化」をテーマにした講座では、今年度、 和食の特徴を学びつつ他の食文化との違いを考える講座を行っているところであり、議員 ご提案の、お箸の文化や使い方を区民が学ぶ機会につきましても、「オリンピック・パラ リンピック生涯学習講座」や、生涯学習のきっかけづくりの学習講座である「ラーニング スクエア」を通じて、実施に向け検討してまいるという答弁をさせていただきました。

次ページ、7ページでございます。最後、4人目でございます。青鹿議員でございます。 教育環境の更なる推進ということで、3点のご質問がありました。1点目でございますが、 区は今までオープンルームの教室を整備してきたが、今後は、英語のリスニングといった 音を重要とする授業が導入されるため、パーテーション等を設置するなどの工夫が必要と 考えるが、どうか。

2点目でございます。地震速報を校内放送に接続することは、地震発生時の児童・生徒の初動対応に有効であり、試験的に地震速報機器を設置すべきと考えるが、どうか。

3点目、ボール遊びのできる施設が限られており、地域の偏在も否めない。各小学校の校庭を、月に一回程度開放するなど、のびのびとボール遊びができる場所の新たな確保が重要と考えるが、どうかというご質問でございました。

教育長答弁でございます。まず1点目でございます。オープンルームでございますが、

教育環境の整備については、学校の意見を踏まえ、児童が主体的・対話的に学び、多様な学習活動に対応できるよう、取り組んでいるところである。オープンルームにおける音の課題につきましても、学校から要望がある場合は、適宜対応してまいるという答弁をさせていただきました。

続きまして、地震速報の機械の設置については、初動対応が重要であることは、認識をしているところであり、また、近年、スマートフォンやタブレットパソコンなどのICT機器が普及する中、地震速報が受信できる防災アプリが開発されるなど、受信方法も多様化している。そのため、放送設備の接続による手法や、ICT機器の活用とともに、機器の試験的な設置も含めて、検討をしてまいるという答弁をさせていただきました。

最後、ボール遊びができる場所の提供については、学校を活用した子供たちが遊べる場所の確保につきましては、子供たちの健全な育成のために大切なことであり、引き続き検討していく。また、場所の確保に当たっては、学校行事や地域活動との調整、防犯対策、安全面、管理面などの課題があることも認識をしているという答弁をさせていただきました。

平成30年第4回区議会定例会一般質問についてのご説明は以上でございます。

続きまして、庶務課の報告事項イ、「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応についての、11月分の対応状況でございます。資料2をご覧ください。

まず放課後対策担当でございます。1件、生活指導子ども会ビーチボールバレー大会の廃止についてということで、この大会は強制参加と聞いていたが、試合のために保護者が毎週練習を教えたり、見守りをすることになっていることは、負担が大き過ぎる。運営のための人数を確保することも大変であるため、廃止すべきだ。というご意見でございました。

回答といたしましては、生活指導子ども会は、参加者の自主的な社会教育活動であり、PTA組織による奉仕活動である。ビーチボールバレー大会の運営については、PTA連合会が行っており、運営方法は各学校ごとに異なっておりますが、世話人委員会で報告したところ、保護者の参加や協力が困難な場合は、参加回数や日程の変更等により負担軽減を図っているとのことだったので、在籍校のPTAに相談してほしいという回答をさせていただきました。

続きまして、指導課取扱分2件でございます。1件目が、中学校の保健の授業ということで、いずれも回答を要しない案件でございますが、この方、高校生の息子さんが、年代特有の病気にかかり、事なきを得たのですが、こういった年齢特有の病気などについて、もっと中学校や高校で啓蒙してほしい。というご要望でございました。

もう1点が、小学校での学芸会のビデオ販売について、学年が写っているDVDは6,000円、 1学年だけのものが2,000円だということで、ちょっと値段が高いので、安く、全学年のも のを1種類にしてほしいというご要望でございました。

続きまして、生涯学習課取扱分で、社会教育センターの職員について、これも回答を要

しない案件でございますが、社会教育センターで、ある職員が別の職員に対してかなりいるいろと言っていたことが、非常に不快に思ったということで、働いている人たちの人間関係も健全で、気持ちのいい施設になってほしいので改善を求めるという内容でございました。

恐れ入りますが、裏面をごらんください。続きまして、中央図書館でございます。図書館のイベントの申し込み方法について、講演などのイベントに申し込む際に、往復はがきで申し込む方法が、どちらかといえば主流になっている。ネット時代なので、ネット申し込みに統一してほしいというご要望でございました。

回答でございますが、中央図書館ではさまざまな、多数のイベントを実施しており、事業ごとに、インターネットになじみがない方の参加が多いものもありますので、事業の内容・対象者に合わせて、いろいろと、来館だとか、電話・往復はがき、あるいは電子申請など、申し込み方法を選択しておりますので、今後も引き続き検討してまいるという回答をさせていただきました。

「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応については以上でございます。よろしく お願いいたします。

矢下教育長 ただいまの報告につきまして、まずは庶務課のア、区議会の議会答弁でございますけれども、アについて、何かご質問はございませんか。

高森委員 資料1の3ページ目の本目議員からのご質問の下のほうですね、3の保育の質の充実についての中の(1)教育・保育の質のガイドラインの作成という部分でございますが、先ほどご回答いただいたとおりなのだと思うのですけれども、公立の幼稚園と保育園には、「ちいさな芽」というカリキュラムが配付されていますが、そういったものの活用を、私立保育園のほうにも拡大するというような考えはございませんでしょうか。

教育支援館長 「ちいさな芽」というのは、いわゆる、指導・保育の実践例というところで、私立幼稚園や、区内の就学前の施設には配付はしてございます。ガイドラインとはまた別の話でございます。

髙森委員 わかりました。

矢下教育長 配付しない理由はないですからね。

髙森委員 活用をね。

もう一つよろしいでしょうか。今度は5ページ目の秋間議員からのご質問の3番、特別支援教育の(3)「副籍」事業の活用について、回答文は裏面の6ページ目になるのですが、実際に台東区で復籍制度を利用した活動というのは、どのくらいの程度行われているのかということを知りたいのですけれども。

学務課長 今、実際に特別支援学校に在籍していて、この副籍という形をご利用いただいているところ、パーセンテージにすると、87%くらいまで来ております。ただ、それには、直接交流と間接交流といった形で、お子さんの状況によっていろいろなバリエーションがございまして、実際に、答弁のほうにもありますが、運動会ですとか音楽会などに参

加されるようなケースもありますし、あるいは、残念ながら直接現場にということではないのだけれども、学校の情報を学校だより等の交換などを行うことで共有して交流するといった形のものを、そのお子さんの状況に合わせてやらせていただく、そんな状況でございます。

高森委員 意外に、かなり多く活用されているということですね。はじめて知りました。 ちなみに、人数は何人ぐらいいますか。

学務課長 すみません。正確な数字を手元に持っていなくて、申しわけありませんが、 在籍しているお子さん、特別支援学校のほうのお子さんで100%を目指しておりますので、 おおむね......

髙森委員 60とか。

学務課長 そこまではいらっしゃらないです。30から40くらいだったと思うのですが、 申しわけございません。確認いたします。

髙森委員 いえいえ、何となくわかりました。

末廣委員 今同じところなのですけれど、5ページの、秋間議員の特別支援教育の(2)の 就学相談のあり方で、質問のほうは、現行の就学相談は課題があるということですが、実際に答えではそれほど、特に課題が生じたということではなくて、さまざまな観点から検討しているということで、特別に新たな課題というのは、特に出ているわけではないですね。

学務課長 どうしても個人の状況が違うことで、保護者さんの考え方なんかもさまざまありますので、そのあたりのところの、ご相談の中で、プロセスでいろいろ、こういったところも、といったご要望があったりとか、それに対してどこまでお応えできるかと、そのやり取りのところの部分のご指摘だと思います。

垣内委員 2点、教えていただければと思います。まず、3ページから4ページにかけて、保育の質の充実のところで、認可外の保育所の支援についてですけれども、いろいろな支援をなさっているようですけれども、これはどのくらい、強制力というか、例えば確認と指導をして、その後改善がなされたということまで確認されるのか、それとも指導をすることでとどまるのか。なかなか私立の、しかも認可外の場合は関与が難しいかと思うのですけれども、このあたりの実効性はどういうふうに担保されるのかというのが1点。

二つ目は、最後の青鹿議員ですけれども、学校を活用した校庭の開放。これは総論としてはすばらしいことだと思うのですけれど、今、学校の先生たちの負担が多くて、それを減らそうとしている中、どういう形でこの検討をされるのか、その方向性などを、学校が関与しているという、学校の校庭ですから、先生が全く知らないところで開放するのは難しいかと思う反面、また追加で作業が増えるとこれも大変な事かなということで、その点については、最後の2行のところで書いてあるのかもしれないですけれども、今後どういうふうに考えられていくのかというところを、今の時点の方向性だけでも結構ですので、教えていただきたいということで、お願いします。

児童保育課長 認可外につきましては、この答弁のところにもあるとおり、東京都が管轄しておりまして、区もそこに同行しているという形にはなっています。

巡回訪問と指導検査という言葉を書いておりますけれども、巡回訪問につきましては、 あくまでアドバイス的なものになりますので、特にその指導に対する強制力というのはないのですけれど、指導検査につきましては、これは認可外も東京都が独自に基準を設けて、 それに合致しているかどうかというところでの観点を見ますので、そういうところでは、 東京都のほうの基準が満たしていなければ、東京都の基準に満たない認可外ということに はなろうかと思います。

極端な制度で登録をしていない認可外というのもありまして、そこについては、実際は ちょっと、なかなか難しいというところはございます。

庶務課長 学校の利用についての状況でございますが、特に台東区の小学校においては、 学校行事以外に、やはり地域活動だとか、そういったことにご利用いただくケースが非常 に多うございます。あるいはコミュニティ活動とか。

その辺の、実際の調整をやられているのは、やはり学校の副校長先生が調整をされていると。なぜかと言いますと、学校行事との関係がありますので、やはり副校長先生がその辺の調整をすることによってうまく調整を図っているという状況でございます。

今回ご要望いただいた、月に1回程度の校庭開放ということでございますが、そうなると、そこにまた新たな要素で仕事が当然入ってくるということになりますので、先生の負担が増えると。実は、ほかの手法で、例えばの話、こういったことを委託化するだとか、そういったことが考えられないかということも検討はしているのですけれど、先ほど申し上げましたとおり、台東区における学校の、小学校の日ごろのいろいろな活動との調整だとか、そういった事を考えた場合に、それはやはりなじまないのではないかということでございます。

現状といたしましては、答弁させていただいたとおり、例えばの話、月1回程度とおっしゃられても、例えば曜日を固定して、例えば第1日曜日だとかというのも、現実問題、台東区の学校においてはそれも困難だという状況がございますので、なかなかこういった形での場所の確保というのは、台東区の小学校においては難しいという状況にございます。

髙森委員 今の庶務課長のご発言を補足しますけれども、学校の先生としては、実は委託をして外部の人が入っていただくのは、必ずしも肯定的に受けとめられないところがあるのですよね。学校を活用していただくのはいいのですが、学校を利用した後、例えば備品が壊れていたり、散らかされている状態で、翌日、週明けに教育活動を早速始めなければいけないといったところでは、やはり管理する立場としては、全部把握しておきたいという気持ちがあると思うのです。だから、なかなか副校長先生のご負担を軽減させてあげられないところがあるのかなという気がいたします。

矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

矢下教育長 次に、庶務課のウについて、何かご質問はございませんか。

樋口委員 放課後対策担当取扱分の生活指導子ども会のビーチボールバレー大会ですけれども、前回も同じようなご意見が寄せられたかと思うのですが、それは課としての感触として、比較的、こういった意見が今、多くなってきているというご印象でしょうか。どうでしょうか。

放課後対策担当課長 こちらの意見につきましては、これまでも、こういった区長への手紙等に限らず、さまざまな保護者の方とお話をしている中で出てきている話ではございます。ただ、その中で我々としては、ここにも書かせていただいているとおり、強制のものではないということと、後はPTAさんが独自にやっていただいているものなので、その意見をきちんとお伝えはしますということで、お伝えはさせていただいているところです。あとは、PTAの方々も、こういったご意見があるということを受けとめていただいて、そういったご要望ですとか、あれば検討していくということでご回答はいただいているところでございます。

末廣委員 なるほど、各PTAごとに調整を図っていただいているようなことも、ここには書いてありますけれども。

放課後対策担当課長 各学校で、やはり考え方も違うところはございますけれども、状況に合わせて検討をして対応していくということで、ご回答はいただいております。

樋口委員 とかくその負担が大きいからというのが、よく、廃止とか繰り延べとかいう話があるのですけれども、これを行うことにおけるメリットですかね。そういうのをちゃんと整理しないと、ただ負担が多いからやめましょうという話になれば、子供はどこで教育するのかって、学校だけですという言い方をされてしまうので、そうではないだろうというのは、どこかで反論しなければまずいと思いますけれどね。

放課後対策担当課長 こちらの活動についての意義というのは、これまでも、昨年度出させていただきました、放課後対策の方針の中でも書かせていただいておりますが、地域で子供たちを育てていくという部分もございまして、意義としてはやはりあるのだということはお伝えさせていただいております。また、このビーチボールバレーにつきましても、かなりお子さんたちも非常に楽しんでやっていらっしゃるところもございますし、PTAの方々も、これを通して結束して、子供たちを見守りながら、かつ保護者の方々もつながっているということで、この事業の意義としてはあるところではございますが、やはりいろいるな考え方がありますので、その中でご自身がどのように参加できるのかというところも調整をしながら進めていかないといけないのかなと考えているということでございます。

末廣委員 このビーチボールに限らず、参加しておられる保護者の方々が、場合によってはいろいろな不満を持つということは、どんなことでもあり得ますよね。それを在籍している学校とか、あるいはPTAに、最後はここに相談してほしいとありますが、働きかけないで直接区長に行ってしまうという。それは区長への手紙という制度があるから、それはそうなのでしょうけれども、やはりその前にやることがやはりあるのではないかという

感じも強くしますよね。これはだから、ビーチボールに限らず、いろいろな場面でそういうのが出て来ると思いますよ。それで、やはり、区長にそういうのがどんどん来てしまうという。もう回答を要してもいいようなことも結構あると思うのですけれどね。やはり、保護者とかいろいろな方も順序を追っていろいろと提案してくるというか、そういう場が全くないわけではないのですからね。そういうのを少し認識してもらいたいと思いますけれどね。

矢下教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

矢下教育長 それでは、庶務課のア及びイについては、報告どおり了承をお願いします。

(2) 教育改革担当 ウ

矢下教育長 次に、教育改革担当のウについて、教育改革担当課長、報告をお願いします。

教育改革担当課長 資料3をご用意いただければと思います。それでは、私からは、 「台東区学校教育ビジョン」の策定の進捗状況をご報告申し上げます。

本件につきましては、9月3日に実施いたしました本委員会で、学校教育ビジョンを改訂していく経緯や検討体制についてご報告申し上げているところでございます。この度、第1回の策定委員会が開催されましたので、現在の進捗状況をご報告するものでございます。

資料3、項番1、経緯をご覧いただければと思います。学校教育ビジョンを改訂する主な理由として、区の基本構想が今年度策定されたこと、及び、学習指導要領が小学校では32年4月より完全実施されることなどがあります。

項番2、検討状況でございます。策定に当たり、学校教育ビジョン策定委員会と、その部会の専門部会を先月開催いたしました。会の開催状況は、(1)に記載のとおりでございます。(2)、会では、お手元の資料を1枚めくっていただきまして、資料1に基づく、学校教育ビジョンの策定の目的や位置づけ、改訂の背景についてご説明をいたしました。

簡単ではございますが、その資料1の一部をご説明いたしますのでご覧いただければと 思います。では、資料1のほうの項番1でございます。台東区学校教育ビジョン策定の目的 につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので、省略させていただきます。

項番2、台東区学校教育ビジョンの位置づけでございます。(1)法的な位置づけといた しましては、教育基本法第17条2項における、教育の振興のための施策に関する基本的な 計画という位置づけでございます。

- (2)台東区の諸計画上の位置づけといたしましては、「台東区基本構想」「台東区長期総合計画」に示す教育分野のうち、学校教育の範囲を整理・特化して策定する計画でございます。
 - (3)学びのキャンパス台東アクションプランとの関係でございます。おめくりいただ

ければと思います。学校教育ビジョンを具現化する計画で、3年ごとに策定しております。 なお、現行のアクションプランでございますが、平成28年から30年度というプランになっ ておりますので、1年間延長して、時期を合わせて今後改訂いたします。

項番3、策定の背景といたしましては、四角囲みのあるところをご覧いただければと思います。四つの項目がございまして、「法制度等の変化」、「社会の変化」、「教育をめぐる状況の変化」、「台東区の教育諸状況の変化」を挙げております。

最後に検討組織と役割についてでございます。さらにおめくりいただきまして、項番4と書かれているところでございます。関係図の上段に教育委員会はございます。ビジョン 策定自体は策定委員会や専門部会で行われておりますが、策定に当たっての考え方を頂戴するものでございます。

続きまして、策定委員会や専門部会の委員の皆様よりいただいたご意見、今回、資料は ございませんが、主なものをご紹介いたします。

例えば親会である策定委員会では、例えば、子供たちを取り巻く環境について、外国籍の児童・生徒が増加していることを捉え、そのような子供たちが豊かに学べる教育環境にしていかなければならないというようなものや、これまでも課題でありました、子供の体力・学力・心の問題について、ご意見がありました。また、新たな学校ビジョンにつきましては、文部科学省の教育振興基本計画第3期で述べられている、society5.0の考えも含めていったほうがよい等、未来を見据えたご意見がございました。

最後に、新たな学校教育ビジョンは、現行の学校教育ビジョンの理念を継承しつつ、新しい視点、5点まとめられたものなのですが、ご紹介したいと思います。一つ目に、子供たちから見て、教育をどのように考えて行くのか。二つめ、10年後にどのような社会を予想するのか。三つ目、台東区のよさ、地域環境、国際性、伝統文化の生かし方、そして四つ目、学力の問題、五つ目、子供のメンタルなどの視点を取り入れながら策定していこうということで了承を得ました。

続きまして、資料2、A4横版になりますが、新たな台東区学校教育ビジョンの策定に向けてをご覧ください。資料の左側が現行の学校教育ビジョンの施策の目標及び施策の方向性でございます。その横でございますが、先ほども述べました、策定委員会のご意見を反映した施策目標改定案(事務局案)ということでお示しをしております。

四つの柱とそれに関連する16の方向性という構成は、変更ございませんが、新たな視点を加味した内容となっております。

なお、一番右側の備考欄でございますが、新学習指導要領や幼稚園要領、保育指針等を参考にしたキーワードをお示ししてございます。第1回専門部会では、この事務局案が、 大筋了承されるとともに、個別の施策の方向性の文言等について、ご意見を頂戴したとこ ろでございます。さらに委員のご意見をもとに検討を進めてまいりたいと考えております。

最後に、項番3、今後の検討スケジュールというところで、一番はじめの資料に戻っていただければと思います。資料3でございます。今後のスケジュールにつきましては、骨

子案について、1月に庁内検討委員会を開催し、3月1日の専門部会、3月11日の策定委員会に諮ってまいります。年度をまたぎまして、31年度に入りまして、中間のまとめ案の策定、決定を3月下旬から4月にかけて行い、パブリックコメントを5月下旬から6月中旬に実施いたします。その後、最終素案の作成、検討を7月上旬から中旬に実施し、最終案の検討を8月上旬から中旬に行ってまいります。

今後も検討状況につきましては、本委員会にもご報告申し上げてまいりたいと考えております。

長くなりましたが、説明は以上でございます。

矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

樋口委員 経済学の立場から言うと、今、第4次産業革命というところで、人間の知能さえも、代替されるシステムが出てきましたよという。ここにも書いてありますが、約40%から50%の仕事がなくなるということが、やはり想定されているわけですね。その時に、この施策目標2の勤労観というのが何を言うかというのが、やはりもう少し明確化したほうがよろしいかなと思うのです。

結局どういうことかというと、ロボットによって働かなくてもいいということを言うのが今の産業革命の方向なので、それでは新しい仕事がというなら、その新しい仕事について、どう教育をするかということが、方向性を示さないと、今の学習で全部済むかというと、学習で済まないケースが多々あって、それは新しい学習をしなければいけないということなのですね。それを学校教育がという時には、そこを示さないと、こうやって新しい社会に対して、我々はその学校教育をしていきますよということを言わなければいけないと思うのですが、その辺のいわゆる勤労観と、今のIT・AI・IoT等々の高度技術社会の到来について、人間の働き方が変わるということを言っているわけでして、これを10年後と提言されていますので、10年後はこのビジョンの策定される方々は何を考えているのかということを示さないと、子供がどうやって自分で学習し、勤労観を、ないしは働くということについて考えないといけないと思うのですが、この、勤労観ということが、今のこの産業革命の中で、少し違和感があって、それをどう。

昔、勤労観というと何かというと、いろいろな仕事があるから、それに対して仕事に就きましょうということを言ったと思うのですが、これからは仕事がなくなると言っているわけですから。それで創造性という問題が言われているわけですよ。人間の最大の強みは創造性だという話ですから、今度は各子供に対して、創造性を育成するような教育をしなければいけないというのが、実は先週の、先々週及び今週も、あるところで講演するのですけれども、もうこれは私の見解かもしれませんが、そこのところが、新しい技術情報社会というふうに教育の方々が言うか、それともAI・IoT社会というところにおいて、では子供たちはどういう勤労観を育てればいいのか、働く場を見つける。

通常で言うと自己実現のためにどうしたらいいのかといったときに、学校はそれに対して最大の支援をしますよという言い方をされたほうがよろしいと思うのですが、では、ど

ういう支援をするのかということですね。それは、学力で済むかということなのですよ。 そこが非常に難しいところだと思うのですが、ところがこれ、文部科学省はもう20年から プログラミング教育を入れますという話ですから、もう明らかにそこにおいては方向性を 見せているわけですね。文部科学省はね。いわゆるAIを使いこなせる人間をつくるという ことなのですよ。するとそれは勤労観とはまたちょっと別の話で、創造性ある人間の創造 なんですね。どうも教育の目標がそっちになってしまうので。だから、そこをちょっと何 か、言葉が、旧来の定義と、これからという話であって、その先を何か10年後とは書いて あるのだけれど、示してないなという感じがするので、もう一歩何か踏み込んだほうがよ ろしいかなと私は思いますが。

教育改革担当課長 委員ご指摘のとおり、勤労観というのは、現行のビジョンに位置づけられている表現かなと思います。私たちは改定案というところで、その右側、真ん中のところにありますが、今先生がおっしゃったとおり、グローバルに活躍する人材の中で、これまで経験しない社会の中で子供たちがどう生きていくのかというところはとても大事な視点であるというところで、策定委員会及び専門部会のほうでいろいろな意見を頂戴しているところでございます。

その考えをもとに、ここはあくまでも施策の方向というところでキーワードが示されておりますので、今後骨子案を策定していく中で、今、委員からご指摘いただいたような考え方とか、そういうところについては語っていきたいなというふうに思っているところでございます。

樋口委員 意図的に私、こっちを言ったけど、その左も社会的、職業的自立というのが、 なかなか。これとほとんど同じ事の勤労観なのだけれど。言葉を変えただけで......

末廣委員 変わらない。

樋口委員 はい。

それと、江戸から続く歴史や伝統をつなぐという、実はこれがとても重要だと思うので、 その創造性というのは歴史的ないろいろな知恵を使って、オンリーワンを追及していく事 によって、価値がある仕事、価値の創造の仕事をするのだというように。それはもう、人 と違うことをやらないと価値が出てこないので。ここをもう少し、何か出されたらと、私 は思うのですがね。まあ、委員会の人たちが言われると。

もう一歩、10年後というなら、そこはもう少し明確にした方が、教育目標は明確になる と思うのですけれど。

末廣委員 樋口委員のを含めて、今、現行の学校教育ビジョンとこれからの改定案ですね。これが言葉が違っているところが幾つかありますよね。それをあえて変えたと思うのですが、例えば施策目標1の、方向2なんていうのは、現行、学力の定着でしょう。それが改定案では、資質能力の育成という言葉に変わっている。これはだから明らかに言葉を変えているという事は、目標とするところも変わっているのかという。そういうのはあると思うのですよ。わざわざ言葉を変えているというか、言い方を変えているということは。

だから、その辺とか、ではこれからの改定案で、どこが重要な変革になるのかというのを、 もう少しわかりやすく出していただけると、今目指しているところがどこにくっつくかと いうのがわかってくるのではないかと思うのですよね。

ですから、その2のほうでも、勤労観が、社会的、職業的自立という言葉に変わっているという。そういうのは、やはりあえてこれを変えた意味があるのだろうと思いますし、ほかのところでも、それぞれちょっと違うところを、何で変えたのかという、そういうのがはっきり、ある定度提案をしていただけると我々もわかりやすいのではないかと思うのですよね。

教育改革担当課長 ご指摘ありがとうございます。

現行のこの16の形という構成を継承しながら、新たな改定案というところで、このような表になってしまいますと、どうしても右と左がどう変わったのかという視点で議論されてしまうところがありますが、その形は継承しつつ、この中に入っている表現、文言につきましては、教育振興計画や、国が求めているさまざまな事、学習要領等の、これから必要であるという資質能力というところの表現を参酌しながら入れてあるものでございます。ですので、決して、右と左がイコール置き換えということではなく、似ているようなカテゴリの中に今、落とし込んでいるという現状がございます。

委員ご指摘のとおり、この方向性の中身につきましては、1月の庁内検討委員会、いわゆる庁内の中で議論をしていただくまでに、今内容を詰めているところでございまして、このキーワードだけではご説明、ご理解がなかなか行かないところであるというところは承知しております。

樋口委員 さっき言い忘れたのですが、社会的・職業的自立というのが、ちょっと。

今、ネットワーク社会と言って、お互い、相互依存によって、共同価値の創出とか、新しいアイデアを出すのであって、自立というと、自分で答える、独立しろという話に、頼るなということに捉えられかねない。社会的自立とか、職業的自立というのは。これを今後、今のこの情報社会は逆に、お互いに頼って、オープンイノベーションと言うのですけれど、相互に頼って情報を交換しながらお互いに自己実現を図りましょうという言い方をされているので、ちょっとここのところは、出された方が、自立というのは何を言うかという。2本の足で立てというのが自立って、私は昔聞いたけれど、これは人に頼らずに、自分で生きなさいという言い方をしているのかどうかですね。

だけどこれは、結局今の話は、ここの社会、違う情報社会でお互い頼り合っていこうということも一方で言われているので、ここでポーンと、いわゆる一施策だと思われ出すと、このいわゆる施策は自立しなさいと。社会的に自立しなさいというのを台東区は教育の目標になっているのかということになると、それはちょっと、さっきの支援学級を含めて、そうではないかもしれないと。

ちょっとここは社会的に問題になるかもしれません。今のところで言うと。

教育改革担当課長 貴重なご意見ありがとうございます。このような議論を、実は専門

部会でいっぱい討議いただきまして、この施策の方向、16ございますが、それについての 文言とか、表現、言葉の使い方等について、ご意見を頂戴しているところでございます。

実はこの資料はその専門部会に出した資料でございまして、その後の意見を頂戴したものがまだ反映されておりませんので、今ご指摘があったところも含めて、表現等は検討して、よりいい施策の方向性という形で示してまいりたいなというふうに思っております。

末廣委員 平成25年にこれはできて、もう5年ですよね。その間に、やはり、いわゆる歴史学とかの発展が5年間だけでもあると思うのですよ。そういうのを結構取り入れてきているのかなという気もするのですよね。その方向7、伝統と共に生きるというのを、具体的に、江戸から続く歴史や伝統を受け継ぐという、江戸時代の歴史伝統をより評価していくという。そういう流れがここのところ、実際この5年間であったことですけれど、そういうのも取り入れてこういうのが出て来たのか。そこは詳しくはわかりませんけれどね。ですから、なるべくやはり今の学会で通用するものを、通用されているものをどんどん取り入れていくというのは必要だと思うんですね。

樋口委員 要は、学校とは何かというのが、変わってきていますよという話。どういうことかというと、今のこの義務教育課程における教育が、今後それぞれの生徒に対して、将来をどう見据えて教育をして行くのかということが明確になった上で、はじめてこういう施策が出て来るのだろうと思って、先に学校がありきで、先に施策があるなら、私立学校ならそこで施策をやって、学校ですけれど。これは学校は一応文部科学省の検定教科書の中でやっているわけです。で、これを教えるということはある一定のルール化されているわけですね。その中で、台東区のこの学校はどうするのだという話になりますよね。生涯教育なんですよね。学校でもね。

そうすると、そのいわゆるあの課程の中において何をできるかという話をしないといけないのだけれど、その中での学校教育というのは何かという。だから、それが、さっき末廣委員が言われたように、そのいわゆるこの5年間もそうですけれど、その学校の捉え方が変わってきているのではないかということが一つあるわけですね。それをちゃんと示さないと、次がこういう施策というのはなかなか見えにくいところがあって、こっちはやりますって、今度は逆にいうと、こっちはやろうとする一方で、こっちは文部科学省のという話は、今の学校のあれですけれど、学校はやりたいけれど時間がありませんということがあったら、この施策は全く意味がなくなるので。だからそこの接合性を明確にして行ったほうがわかりやすい。

髙森委員 今の表現のことについては、もう既に策定委員会のほうでいろいろと話が出ているのでしょうが、私の個人的な要望をお伝えしたいのですけれど、この新しいビジョンの中に横文字が3か所出てきています。

こういう大きな政策目標に横文字を使うのはいかがなものかなというふうには思うのですが、表現の適確な伝わり方ができるかどうか。非常にあいまいにごまかされてしまう恐れがあるのですね。例えば、その施策目標2番。グローバルに活躍する、この「グローバ

ルに」という言葉が、副詞で使われているのか、名詞プラス助詞で使われているのかによって全然意味が違います。それから、多様なニーズ。これも非常にあいまいな言葉ですけれど。それから、一番下のこれも気になるのですけれども、自律的な学校園経営と教育委員会のサポート。「のサポート」になってしまっているのですが、「の」サポートというと、教育委員会をサポートしてしまうような誤解を招く表現だなということですね。教育委員会に対するサポートという「の」なのか、そうではなくて教育委員会「による」サポートなのか。そのあたりもあわせてご検討いただければと思います。

樋口委員 私のところなんかは、グローバルでと言った時点で、すぐ出て来るのは、多文化・多価値、それから多言語。これを理解できなければ、いわゆるコミュニティはできませんという言い方をするときの言葉としてグローバルと使う。グローバル社会という言い方をするのね。すると、ここにいわゆる多言語も多価値もないし、いわゆる異なった価値の人たち、異なった学の背景を持った人たちと交流できるためにどうするという施策がないと、グローバル社会に向けた、ないしは、グローバス社会において、グローバルに活躍する人材ということを言えないのではないかというのは。

私、早稲田大学の名前は、やった時にはもう明らかに、私も責任を取ってむしろ書いていますけれど、そこなんですよ。ところがこっちは、ここの社会におけるもう、淡々と自分の台東区における人の歴史的な流れとして築かれたこの地においてどうやって生きていくかの話であって、何かグローバルという言葉とはちょっと違う。ですから、ここもさっきの名前をつけた方が、何でグローバルでこの志を立て、というのは、これは一般社会における自分の志を持って社会で生きて行こうという話だけだから。

高森委員 もう一つよろしいでしょうか。先ほどご説明いただいた中で、資料3の3ページ目のところで確かご説明があったと思うのですけれども、五つの視点ということで、一つには、子供たちの学力面だとか、メンタル面だとか、文化伝統の活用だとか、10年後の予想をしなければいけないとか。それともう一つおっしゃった、5点目の、最初ですけれども、子供たちから見て云々という言葉があったので、そのあたり、もう一度詳しくご説明いただけますでしょうか。

教育改革担当課長 簡単に申してしまいますと、大人側の発想ではなく、子供がどう感じるのかという視点は大事だよねということで、子供にとってというそういうことがその場では議論がされたところでございます。

確かに私たち大人がいろいろ考えていろいろな策をつくるというのは当然なのかもしれないですけれども、子供をファーストというのでしょうか。子供を一番に考えた、これからの取り組みを考えて行きましょうよという。今回はそれぞれ策定委員会も専門部会もキックオフ的な第1回目でございますので、今お話したような考え方の方向性というところを共通理解を図るということで、今ご指摘いただいたような細かな文言とか表現とかというところは、これからまた煮詰めていく段階であるというような状況でございます。

髙森委員 今までは、その子供の視点に立った教育をしていなかったという反省がある

ということですか。それとも、そうではなくて、今までもしたけれども、より深くという ことでしょうか。

教育改革担当課長 改めての確認でございまして、決してこれまでのことがどうのこうのということではなく、基本的に、既存の学校教育ビジョンは、非常に台東区らしさがあり、地域を学びの場として場所づくりを進めているというところは、非常に先んじていいものであると。区の基本構想についても、世界につながるような人づくりというところをうたっていますので、そういうようなこれまでの考え方を継承しつつ、今ご指摘がありましたが、学習指導要領のこととか、国が言っています、これから10年、20年後、先の未来像も含めながら検討しなければならないねというところで、ご理解いただければと思います。

髙森委員 子供目線に立つ事も大変大事ですけれども、それよりもやはり大事なのは、 教師の目線がしっかりとしなければいけないので、余りこちらに偏重しないように。うま くバランスをとって進めていただきたいと思います。お願いいたします。

樋口委員 何で安心・安全を消したのかがよくわからない一方で、通常の話で言うと、私なんかもそうですけれど、ここに信頼を入れて、生徒と先生及び先生と学校経営及び教育委員会。これのキーワードがないのが本当に残念だなと思うんですよね。信頼がない社会においては、一切その、何かをしようというのも、あり得ない話なので。特に学校現場では、本当に信頼関係が必要だろうと思うんですよね。それがポンと消えて、豊かに学べるというのだけれど、どうやったら豊かになるのか。それと、時代の変化に対応した教育環境整備のほうであって、要するにこちら側がやれば学校も何かうまく行くようなあれですけれど、やはり生徒が学校を信頼していかなければいけないというのは、保護者が学校及び先生を信頼しなければいけないのですけれど、そういうのがなくて、きめ細かい支援とかですね、推進とか言う言葉であって、何かをしましょうという、ちょっとこれを変えないほうがいいようなところがあると私は思うのですけれどね。

髙森委員 進めるというところですか。

樋口委員 だから、なんでこう、進めるというところを変えてしまうのかというね。いいところは残さないとまずいと思うけどね。特に一番最後の方向性12は、ここに信頼を入れて、ここが教育環境整備の重要なところだと思う。

髙森委員 これまた、方向のそれぞれの項目の下に、さらに細目があるわけですよね。 今ここにはないけれども。

教育改革担当課長 おっしゃるとおりでございまして、これはすごく大きな表現の大きな方向性でございまして、この後に、さらにまたぶら下がってくるものがあり、加えて、 行動計画であるアクションプランのほうに、さまざま事業が展開されるというところでございます。

樋口委員 では、少なくとも、言葉を、教育現場の話でありますので、形容詞も含めて わかりやすい言葉を使うべきだろうと思うので、まさにさっきの教育委員会のサポートも そうですけど、誤解なき言葉と、豊かに学べるというのは何なのかという。豊かな学校って何なのかという話で、豊かな教室は何かという。

髙森委員 それはその下の細目ですよ。

樋口委員 だから、そこだけど、その細目にそれを明記しておきたい。難しいよ、これ。 髙森委員 それぞれの方向にはきちんと説明文がつくはずですから。

樋口委員 ただ、難しいよ。これ。豊かに学べるという、豊かというのは、何が豊かだ という。

髙森委員 価値観が違いますからね。

樋口委員 なかなか、安心とか安全とか言うのはわかりやすいけれど、豊かにというの は、何をもって言うのかというのは。子供が豊かに学べるというのは、なかなか難しい。

末廣委員 右にある言葉を見ると、施設とか設備とか、ICT環境とか、そう言うのが豊かになるって感じもしないわけではないですよね。

樋口委員 ただ、財政的に裏付けをというなら、ちょっとこれはまた話が違ってくるのではないかと。何でも物理的なものは全部そろえて勉強できますということを言っているのかどうかなのですよ。言っていたらそれは大したものですけど。

矢下教育長 引き続き意見はいただきながら、また議論することはやっていかないといけないだろうと思います。

よろしいでしょうか。

(なし)

矢下教育長 それでは、教育改革担当のウについては、今、現状の報告ということで、 ご了承願います。

2 その他

矢下教育長 次に、その他事項についてでございます。

お手元に資料を配付させていただいていますので、ご覧いただければと思いますが、補 足の説明や質問などはございますか。

スポーツ振興課長 それでは、1点情報提供でございます。お手元のプレスリリース資料をご覧ください。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会、トライアスロンの公式練習会場としまして、台東リバーサイドスポーツセンターが使われることになりました。

先週の金曜日、12月14日付で区と東京オリンピック・パラリンピック組織委員会との間で覚書を交わしたものでございます。

資料の中段部分、四角で囲んである部分が覚書の内容でございます。トライアスロンの練習会場として、リバーサイドスポーツセンターを使うこと。使用期間については、オリンピックが2020年7月14日か8月9日まで、パラリンピックが、2020年8月18日から9月6日までとなります。

使用エリアは屋外の50メートルプール、陸上競技場、体育館でございます。使用する時間帯、またセキュリティ確保など、詳細につきましては、今後組織委員会と協議を重ね、 来年の夏前までぐらいに協定書を締結していく予定でございます。

教育委員会には締結前に具体的な内容について報告させていただきます。

報告は以上でございます。

矢下教育長 ということだそうです。

樋口委員 予算の計上とか。これは区の予算でやるのですか。

スポーツ振興課長 例えば、練習のために、工事の必要が生じると、そういったお話も 出て来るのですけれど、現状では、今のその施設のままで使える状況であるということで 進めております。

樋口委員 そうですか。大丈夫かな、身長の高い人とか。トイレとか、シャワールームとかいろいろ、私は入らないよとかいう話にならないか。ちょっと改良は必要ではないかなと。だって2メートルくらいの人がいれば、あのトイレは少し狭いのではないかと心配するのだけれど。

これは非常に喜ばしいことであるし、台東区のスポーツ振興にはいいし、まさにオリパラ教育の実践の場になるからいいのですが。

末廣委員 この期間、この施設は当然一般の人は使えないですよね。あと、野球場等は どうなのですか。

スポーツ振興課長 現在、一応エリアとしましては、その50メートルプールと、陸上競技場、体育館以外は通常どおり使える予定でございます。

もう一つが、その時間帯を今後詰めていく話ですので、場合によっては、例えばその1 日の中でもこの時間は区民の方が使えますよというのは出て来る可能性も十分ございます。

樋口委員 でも、百何カ国が参加でしょう。そう空くとは思えないけれど。24時間使う可能性があるよね。

これは、やはり区民に事情を説明してもらって、少し我慢してもらうしかないですよね。 矢下教育長 来年の夏までに具体的に決まって、そして決まれば徹底的にお願いをまた して、いい機会だということをまず理解していただいて。

樋口委員 もしあれなら、代替の、仮のところを。陸上・プールで代替のところはありますかね。

矢下教育長 橋を渡っていただければ。

スポーツ振興課長 代替につきましては、今、これが、台東区が6区目なんですよ。この練習会場として使われるよというのが。そうしますと、近隣区もどこも同じ状況になると思いますので、なかなかその代替地というのは難しいのかなというふうには考えております。

樋口委員 まあ、清島が無理だと、それはそれでね。

矢下教育長 なかなかほかのところでも、同じ時期に重なってくるではないですか。だ

から、だんだんそれがわかってくると、別の意味で大変になってくるのかなと思いますけれども。

末廣委員 ここでは自転車の練習はしないのですか。

スポーツ振興課長 自転車の場所は、台東区ですと場所がありませんので、その、泳ぐ プールと、走る陸上競技場の二つということで。で、自転車の部分につきまして、どこを 使うかというのは、情報としては入っておりません。

矢下教育長 通常のトライアスロンの人たちがやっているのは、大井ふ頭か、荒川の土手なのですけれど、ただ、荒川の土手なんかはもう、休みの日に行けばわかるのですけれど、閉じてやるとなると、結構、あそこを使っている方はたくさんいるので、なかなか自転車で走り回れるところを確保するのは、意外と難しいかもしれないですよね。

樋口委員 練習でね。それは難しい。

髙森委員 難しいかもしれないですね。

矢下教育長 その他、何かございますでしょうか。よろしいですか。

(なし)

矢下教育長 以上をもって、本日予定された議事日程は全て終了いたしました。 これをもちまして本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後3時21分 閉会